

歯科研究会「知っておきたい歯科医事紛争」

九月十三日、三井生命ビルに 歯科医師・歯科衛生士ら四十三人
が参加した。講師の若松陽子氏は、関西大学法科大学院教授であり、大阪市内で法律事務所を開設する弁護士。また、日本口腔インプラント学会の顧問弁護士をされており、歯科医事紛争について豊富な経験と知識をお持ちで、様々な事例をもとに講演された。以下に参加者の感想を紹介する。



歯科医療をめぐる 紛争と予防策

岐阜市 西村 悟

御存じの方もいるかと思いますが、僕は時間があるときはできるだけ保険医協会の歯科研究

会にでています。若松陽子先生の講演は僕が昨年ネットで見つけ、協会の方に希望を出したら実現したものです。

日曜の午前中、秋晴れの抜けるような青空のなか、新しくなった岐阜駅北口の杜の架け橋を

通って、協会のある三井生命ビルに向かいました。いつもより参加人数が多かったような気がしましたが、このようなことに対する関心が高いのではないのでしょうか。

若松先生、初めてお会いしましたが、お優しいような笑みの中に芯の強さを感じる澄んだ目のおきれいな方でした。やわらかな話口調の大阪弁でしたが、お話の内容は、現実には厳しいと感じざるをえないものでした。

法曹人口の増加、景気の悪化、価値観の変化による医療過誤訴訟件数は増加の一途をたど

っているようです。それにとまない歯科医師の免許にかかわる行政処分も増加してきているそうです。そういったことから歯科医事紛争の予防法について具体的な対応策としてのお話がありました。

受付にて大声で怒鳴る「内縁の夫、遠縁の叔父」と称する、ならず者が来たらこちらにも「親戚の警察官、友人の弁護士」で対応するしかない。「大声を出されるのはやめてください。ほかの方が迷惑します。」といても言うことを聞いてもらえないときは、毅然と、「それでは申し訳ないですけど、そういうことが分かっていただけの方に間に入っていただくしかないですね。」地元の警察、弁護士に間に入ってもらい医療妨害禁止の仮処分申請をしよう。昨今ではこのような連携も必要になる

でしょうね。岐阜県保険医協会は顧問弁護士による無料法律相談があり、何かと心強いですね。

「国は何故もっとお口の予防にお金を使わないのか」歯科医事紛争を手掛けられている若松先生のお言葉です。